

令和5年 滋賀県「はたちの献血」キャンペーン実施要綱

1 目的

献血者が減少しがちな冬期において安全な血液製剤を安定的に確保するため、「はたち」の若者を中心として広く県民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、県民一人ひとりに献血の重要性を普及啓発し、献血運動を県内一円で盛り上げることを目的とする。

2 実施期間

令和5年1月1日（日）から令和5年2月28日（火）までの2か月間

3 実施機関

滋賀県、滋賀県献血推進協議会、市町、市町献血推進協議会、
日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県赤十字血液センター、滋賀県献血協会

4 実施事項

実施機関は、相互に密接な連携を保ち、各種推進団体の協力のもとに、本キャンペーンを実施する。

(1) 厚生労働省および日本赤十字社における実施事項

- ア 広報組織等による啓発宣伝
- イ キャンペーン用ポスターの作成および配布

(2) 県における実施事項

- ア 啓発資材の作成
- イ 県広報誌への掲載など広報手段の活用
- ウ キャンペーン用ポスターの送付(市町、学校および医療機関等)および掲示

(3) 市町における実施事項

- ア キャンペーン用ポスターの掲示(市町役場等の公共機関)
- イ 成人式での啓発資材の配布
- ウ 広報紙等による地域住民への献血実施および協力の呼びかけ
- エ キャンペーン用のぼり旗の掲出

(4) 日本赤十字社滋賀県支部および滋賀県赤十字血液センターにおける実施事項

- ア キャンペーン用ポスターの掲示(JR駅、事業所等へ依頼)
- イ キャンペーン用のぼり旗の掲出(血液センター周辺、街頭献血実施場所)
- ウ 移動採血車による広報
- エ 街頭啓発の実施
- オ 成分献血および献血者登録制度の推進

5 報告

市町および各保健所は、本キャンペーンの実施結果について、別紙様式により、令和5年3月10日（金）までに、滋賀県健康医療福祉部薬務課長あて報告するものとする。